

半 期 報 告 書

(第4期中) 自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日

東急建設株式会社

151-310

第4期中（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成18年12月12日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

東急建設株式会社

目 次

頁

第4期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	8
4 【経営上の重要な契約等】	8
5 【研究開発活動】	9
第3 【設備の状況】	11
1 【主要な設備の状況】	11
2 【設備の新設、除却等の計画】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【中間連結財務諸表等】	24
2 【中間財務諸表等】	50
第6 【提出会社の参考情報】	65
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	66

中間監査報告書

前中間連結会計期間	67
当中間連結会計期間	69
前中間会計期間	71
当中間会計期間	73

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月12日

【中間会計期間】 第4期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 東急建設株式会社

【英訳名】 TOKYU CONSTRUCTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 田 豊 彦

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号

【電話番号】 03(5466)5061

【事務連絡者氏名】 財務部長 松 本 智

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号

【電話番号】 03(5466)5061

【事務連絡者氏名】 財務部長 松 本 智

【縦覧に供する場所】 東急建設株式会社 関東支店
(さいたま市浦和区高砂三丁目6番19号(高砂パークスペースビル内))

東急建設株式会社 東関東支店
(千葉県中央区新町18番地10(千葉第一生命ビル内))

東急建設株式会社 横浜支店
(横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号(クイーンズタワーC棟内))

東急建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内二丁目17番18号(名古屋東急ビル内))

東急建設株式会社 大阪支店
(大阪市北区豊崎三丁目19番3号(ピアスタワー内))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (百万円)	135,312	124,889	127,101	304,260	299,285
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	1,577	△727	1,703	8,678	5,295
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△) (百万円)	1,240	△1,042	862	5,201	3,286
純資産額 (百万円)	26,684	30,198	18,444	31,041	35,172
総資産額 (百万円)	186,445	176,384	162,472	200,072	189,959
1株当たり純資産額 (円)	7.39	10.95	188.94	11.65	16.26
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間純損失(△) (円)	1.32	△1.30	6.94	5.16	3.11
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 (円)	1.29	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.3	17.1	11.3	15.5	18.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,566	△4,861	△179	5,835	10,250
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△238	△4,159	△127	526	8,243
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,245	△0	△10,013	△7,750	△19,419
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	13,611	8,246	6,035	17,267	16,351
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	2,655 [404]	2,660 [354]	2,670 [365]	2,662 [388]	2,646 [374]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第4期中(平成18年8月4日)に普通株式10株を1株とする株式併合を行っている。

3 第4期中の純資産額には、平成18年10月1日を取得及び消却日とする自己株式(A種優先株式 27,000千株、B種優先株式 12,500千株)取得のために、平成18年9月29日に支払った21,132百万円が含まれている。

4 第3期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、1株当たり中間純損失が計上されているため記載していない。

第4期中並びに第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、1株当たり中間(当期)純利益を下回らないため記載していない。

5 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (百万円)	131,112	121,334	123,831	294,256	290,325
経常利益 (百万円)	2,087	2,708	2,281	9,037	7,619
中間(当期)純利益 (百万円)	1,809	2,356	1,389	5,668	5,653
資本金 (百万円)	28,401	28,401	10,069	28,401	28,401
発行済株式総数 (千株)	普通株式 937,310 A種優先株式 27,000 B種優先株式 12,500	普通株式 937,310 A種優先株式 27,000 B種優先株式 12,500	普通株式 96,541 A種優先株式 27,000 B種優先株式 12,500	普通株式 937,310 A種優先株式 27,000 B種優先株式 12,500	普通株式 937,310 A種優先株式 27,000 B種優先株式 12,500
純資産額 (百万円)	25,922	32,387	20,449	30,132	36,673
総資産額 (百万円)	182,989	176,432	161,533	196,600	187,879
1株当たり配当額 (円)	普通株式 0.00 A種優先株式 — B種優先株式 —	普通株式 0.00 A種優先株式 4.01 B種優先株式 5.88	普通株式 7.00 A種優先株式 4.60 B種優先株式 6.48	普通株式 0.00 A種優先株式 8.02 B種優先株式 11.77	普通株式 0.00 A種優先株式 8.02 B種優先株式 11.77
自己資本比率 (%)	14.2	18.4	12.7	15.3	19.5
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	2,419 [396]	2,432 [345]	2,470 [330]	2,420 [381]	2,444 [339]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 上記記載の優先株式は、全て平成15年8月29日に発行した「第一回A種優先株式」、「第一回B種優先株式」である。

3 第4期中(平成18年8月4日)に普通株式10株を1株とする株式併合を行っている。

4 第4期中の純資産額には、平成18年10月1日を取得及び消却日とする自己株式(A種優先株式 27,000千株、B種優先株式 12,500千株)取得のために、平成18年9月29日に支払った21,132百万円が含まれている。

5 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純損益、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略している。

6 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	2,514 [355]
不動産事業等	32 [—]
全社(共通)	124 [10]
合計	2,670 [365]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	2,470 [330]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載している。

(3) 労働組合の状況

労働組合はない。

第2 【事業の状況】

「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。また、セグメント別の記載において、完成工事高及び不動産事業等売上高については「外部顧客に対する売上高」について記載し、営業利益については「消去又は全社」考慮前の金額によっている。

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景に設備投資が増勢を維持するなか、雇用環境の改善に広がりが見られたものの、個人消費は底堅い動きを示すにとどまり、民需主導の緩やかな回復基調で終始した。

このような情勢下において当社グループは、中期3か年経営計画「Value-up 3計画」に基づき、利益創出を目的とした原価企画活動の展開を図るとともに、中長期大型プロジェクトの受注を目指した組織横断的な営業体制の推進、新規顧客の開拓やPFI事業への注力を図っている。

また、新たな成長と飛躍に向けた積極的な施策として資本政策「株主資本バリューアップ・プラン」を策定し、当計画の遂行により将来へ向けた企業価値と業績の相乗的且つ安定的な向上を目指している。

当中間連結会計期間の業績は、売上高127,101百万円（前年同期比1.8%増）に対して営業利益2,367百万円（前年同期比17.6%減）となったが、経常利益1,703百万円（前年同期は経常損失727百万円）及び中間純利益862百万円（前年同期は中間純損失1,042百万円）は前年同期に比較して増加した。

①事業の種類別セグメント

（建設事業）

建設業界においては、製造業の旺盛な投資意欲を反映して、民間建設投資は事務所や工場を中心に増加した一方、縮減傾向にある公共建設投資は更に絞り込まれたため、受注競争の激化に拍車がかかり、工事採算性の悪化が顕著となる等、経営環境は一段と厳しさを増している。

このような状況の中、受注高は官公庁、民間工事が共に減少し128,843百万円（前年同期比7.3%減）となったものの、完成工事高は建築工事が増加したことにより126,481百万円（前年同期比3.5%増）、営業利益は3,778百万円（前年同期比4.2%増）となった。

（不動産事業等）

不動産事業等売上高は620百万円（前年同期比76.9%減）となり、営業利益は60百万円（前年同期比91.9%減）となった。

②所在地別セグメント

所在地別セグメント情報の記載を省略しているため、記載していない。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、長期借入金を全額返済したこと等による資金減少により、前連結会計年度末残高より10,316百万円減少（前年同期末残高より2,211百万円減少）し、6,035百万円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動による資金収支は、売上債権の減少、未成工事受入金等の増加等の資金増加要因と、仕入債務の減少、未成工事支出金の増加等の資金減少要因が起因し、179百万円の資金減少（前年同期は4,861百万円の資金減少）となった。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動による資金収支は、固定資産の売却・取得双方の要因等により、127百万円の資金減少（前年同期は4,159百万円の資金減少）となった。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動による資金収支は、本年5月12日に公表した資本政策に則り、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による収入、優先株式取得のための支出があった他、長期借入金の全額を返済したこと等により10,013百万円の資金減少（前年同期は0百万円の資金減少）となった。なお、有利子負債残高は前連結会計年度末と比べ91.9%減少し、771百万円となった。

また、当社は今後の新たな資金調達手段として、事業運営資金の安定的且つ機動的な調達を目的として、シンジケーション方式によるコミットメントライン契約を平成18年9月29日に取引金融機関7行との間で締結し、更なる資金効率の向上及び財務基盤の改善を図る施策を行っている。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

区分	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	増減	増減率(%)
建設事業 (百万円)	138,922	128,843	△10,078	△7.3

(2) 売上実績

区分	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	増減	増減率(%)
建設事業 (百万円)	122,207	126,481	4,273	3.5
不動産事業等 (百万円)	2,681	620	△2,061	△76.9
合計 (百万円)	124,889	127,101	2,212	1.8

- (注) 1 当社グループでは建設事業以外は受注生産を行っていない。
2 当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。

〔参考〕提出会社単独の事業の状況

① 受注工事高、売上高、繰越工事高及び施工高

期別	種類別	期首繰越 工事高 (百万円)	期中受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中 売上高 (百万円)	期末繰越工事高			期中 施工高 (百万円)
						手持工事高 (百万円)	うち施工高		
							(%)	(百万円)	
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	建築	171,931	100,932	272,863	89,212	183,651	22.4	41,176	101,000
	土木	80,321	35,467	115,788	29,432	86,355	5.8	5,003	30,799
	建設事業計	252,252	136,399	388,652	118,644	270,007	17.1	46,180	131,800
	不動産事業等	—	—	—	2,689	—	—	—	—
	合計	252,252	136,399	388,652	121,334	270,007	17.1	46,180	131,800
当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	建築	190,474	102,121	292,595	97,196	195,399	22.7	44,399	111,847
	土木	74,179	23,513	97,692	26,006	71,686	10.9	7,780	31,697
	建設事業計	264,653	125,634	390,288	123,202	267,085	19.5	52,180	143,544
	不動産事業等	—	—	—	628	—	—	—	—
	合計	264,653	125,634	390,288	123,831	267,085	19.5	52,180	143,544
前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	建築	171,931	233,066	404,997	214,523	190,474	15.6	29,748	214,883
	土木	80,321	66,318	146,639	72,460	74,179	2.8	2,089	70,913
	建設事業計	252,252	299,384	551,637	286,983	264,653	12.0	31,837	285,797
	不動産事業等	—	—	—	3,341	—	—	—	—
	合計	252,252	299,384	551,637	290,325	264,653	12.0	31,837	285,797

- (注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注工事高にその増減額を含む。従って、期中売上高にもかかる増減額が含まれる。また、前事業年度以前に外貨建で受注したもので、期中の為替相場の変動により請負金額の増減がある場合についても同様の処理をしている。
2 期末繰越工事高のうち施工高は、手持工事高の工事進捗部分である。
3 期中施工高は(期中売上高+期末繰越施工高-前期末繰越施工高)に一致する。

② 売上高

完成工事高

期別	区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	建築工事	8,269	80,942	89,212
	土木工事	14,661	14,771	29,432
	計	22,930	95,714	118,644
当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	建築工事	4,864	92,331	97,196
	土木工事	13,974	12,031	26,006
	計	18,838	104,363	123,202

不動産事業等売上高

期別	区分	金額(百万円)
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	販売用土地売却収入	2,149
	賃貸事業収入	237
	その他の事業収入	303
	計	2,689
当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	販売用土地売却収入	133
	賃貸事業収入	188
	その他の事業収入	306
	計	628

(注) 1 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前中間会計期間の完成工事のうち請負金額15億円以上の主なもの

諏訪町住宅マンション建替組合	アトラス諏訪町レジデンス新築工事
東急不動産(株) 三菱商事(株)	マジスティコート小石川・播磨坂新築工事
学校法人日本大学	日本大学高等学校・中学校キャンパス再開発に伴う校舎新築工事
日本道路公団	鳥取自動車道用瀬第一トンネル工事
社会福祉法人門真晋栄福祉会	特別養護老人ホーム宝塚ちどり新築工事

当中間会計期間の完成工事のうち請負金額25億円以上の主なもの

グッドウィル・グループ(株)	パーリントンハウス馬事公苑新築工事
セコムフォート(株)	コンフォートガーデンあざみ野新築工事
四季(株)	劇団四季芸術センター新築工事
藤和不動産(株) (株)エス・ディー・マネジメント 大和システム(株)	「フォートンヒルズ」サンライトステージ(第二工区)新築工事
東京急行電鉄(株)	東急東横線と東京メトロ13号線相互直通運転に伴う渋谷駅建設一期その4工事

2 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上高及びその割合は、次のとおりである。

前中間会計期間		
東京急行電鉄(株)	15,123百万円	12.5%
当中間会計期間		
東京急行電鉄(株)	16,164百万円	13.1%

③ 手持工事高(平成18年9月30日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
建築工事	14,724	180,674	195,399
土木工事	41,087	30,598	71,686
計	55,811	211,273	267,085

(注) 手持工事のうち請負金額45億円以上の主なもの

学校法人慶應義塾	慶應義塾日吉キャンパス複合施設新築工事	平成20年7月	完成予定
日本閣観光㈱	日本閣再整備プロジェクト(商業施設・賃貸住宅棟)新築工事	平成19年11月	完成予定
東京急行電鉄㈱ 三菱商事㈱ 三菱地所㈱	ドレッセ美しの森フロラージュ新築工事	平成19年3月	完成予定
東急不動産㈱ 大和システム㈱	ブランズ西大津レイクフロント新築工事	平成19年3月	完成予定
福岡県	藤波ダム建設工事	平成22年3月	完成予定

3 【対処すべき課題】

当社グループでは、提出会社において普通株式への早期安定配当の実現と更なる企業価値の向上を目指した資本政策「株主資本バリュアアップ・プラン」(平成18年5月12日公表)を策定し、真の再生に向けて取り組んでいる。

なお、「株主資本バリュアアップ・プラン」には以下の施策が含まれている。

1. 自己株式(優先株式)の有償消却のための資本金の額の減少(平成18年8月4日効力発生)
2. 自己株式(優先株式)の取得及び消却(平成18年10月1日完了)
3. 株式併合(平成18年8月4日効力発生)
4. 単元株式数の変更(平成18年8月4日変更)
5. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行(平成18年6月2日発行)
6. 配当政策の明確化(平成18年5月12日公表)
7. 早期安定配当の実現(平成19年3月期中間配当より実施)

また、当社従業員が競売入札妨害罪で起訴される等の重大な事態を鑑み、再発防止策を公表(平成18年10月15日付)するとともに、平成18年11月より内部統制専任の組織として「内部統制推進室」を新設し、コンプライアンスの徹底、内部監査及び統制機能の強化等を通じて信頼回復に努めている。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

5 【研究開発活動】

〔建設事業〕

研究開発活動については、受注確保と施工品質向上のため、集合住宅建設技術や都市型鉄道整備技術、環境技術等の建築、土木部門の基幹技術を重点的に実施している。併せて技能工不足、施工の安全性向上のための施工合理化、機械化技術に関する研究開発、既存ストックの長寿化を促進する調査、診断、補修、補強、監視を含む維持管理技術に関する研究開発、土壌、地下水浄化や建設副産物のリサイクル、更には屋上緑化等の環境技術の開発、普及等に取り組んでいる。また、当社は東急グループの中核企業として関連企業のノウハウや機能を効率的に結びつけ、ITによるネットワーク対応マンションをはじめ、ソフト、ハードにわたり企画、技術提案力の向上に努めている。また、当社独自の企画、設計、施工による省エネ型環境共生住宅を竣工させ、外断熱スケルトン・インフィル住宅等、これからの住宅のあり方を具体的に提案している。更に、大学、公共研究機関、関連企業等との共同研究を進め、研究開発の効率を高めている。

当中間連結会計期間における研究開発費は、364百万円である。

主な研究開発成果は次のとおりである。

(1) 補修技術の高度化

社会資本のリニューアルが重視されている中で、アーチサポート工法やジョツ・クリート工法による高架橋の総合耐震補強補修工法、あるいはトンネル覆工コンクリート補強工法等の開発に取り組み、現在、民間鉄道の大規模な高架橋耐震補強工事やトンネルの補強補修工事を受注し、更に他分野への展開を図っている。

(2) 土壌、地下水汚染対策技術の開発及び普及

土壌汚染対策法が施行され、当社の営業物件や受注物件でも土壌、地下水汚染に係わる調査や浄化工事が急速に増加している状況にあり、これまでSOLVOC工法（揮発性有機化合物汚染土壌浄化）や、複合汚染水浄化のための光触媒水処理技術の開発・実用化に取り組み、施工実績を蓄積してきた。現在は、土壌地下水汚染対策技術として自在操作ボーリング工法を開発し、稼働中の工場の地盤の土壌浄化を実現しており、今後は油汚染の浄化対策技術の開発を図っている。

(3) 高架橋構築のプレキャスト化技術

住宅密集地に隣接し、工期短縮や騒音低減対策が求められた高架橋建設工事では、当社が開発した「鉄道ラーメン高架橋のプレキャスト構築工法」が導入され、当社の設計施工でプレキャスト化による大規模な高架橋の建設が行われている。

当該工法の設計・施工指針は既に財団法人鉄道総合技術研究所の認証を取得しており、関連特許についても出願・公開中であり、現在は実施工で蓄積された技術を踏まえ、更に施工の合理化を図るプレキャスト技術の開発を行っている。

(4) ヒートアイランド対策技術の開発

近年都市部の気温が周辺地域よりも高くなる中、緑化や保水性材料を舗装等に活用したヒートアイランド対策技術のニーズが高まっている。当社の屋上緑化技術は、リサイクル材を用いた生物にやさしい環境技術として国土交通省のグリーン調達品に指定され、今後の市場拡大を図っている。また、当社が保有する雨水貯留関連技術（「アクアプラ工法」や「テラポンド工法」）を応用し、「雨水活用型保水性舗装」や「緑化駐車場」の実証実験を世紀東急工業株式会社と協力して行っている。

(5) 雨水貯留浸透施設の実用化

雨水を地下に貯留して有効利用を図るアクアトラップは、技術認定及び技術開発賞等を取得し、最近は大規模な車庫工場の洗浄用水施設等、新分野での採用、実施料収入の増大等の実績をあげており、更に市場の拡大を図っている。

(6) 高機能住宅実験施設による外断熱工法の開発とスケルトン・インフィル技術の開発

当社の主力分野である集合住宅の提案力の向上や他ゼネコンとの差別化を目指し、快適性と省エネ性を同時に満足する住宅の実証実験の場である当社技術研究所の総合実験棟を活用し、外断熱工法住宅の研究開発と商品化を進めている。平成18年1月には当社の開発技術を使用した外断熱集合住宅が竣工し、平成18年度は更なる受注に努めている。スケルトン・インフィル技術として間取り変更が可能で収納もできる間仕切りである薄型収納可動家具も実用化した。

(7) スケルトン・インフィル住宅における設備インフィル技術の開発

スケルトン・インフィル住宅に対応する、セントラル24時間換気空調システム、特殊断面形状を採用した排水管における屋内排水システム、巾木内に電気配線及びコンセントの一部を収めることにより間仕切り変更に対応する屋内配線システム、TVのアンテナ線接続を不要とし、設置位置に自由度を持たせることが可能となる、ミリ波帯を用いた送受信TVシステム等設備インフィル要素技術の開発及び実用化を進めている。

(8) 高次診断、改修提案支援システムの開発

仕上げタイルの剥離や欠損の枚数が認識できる外壁診断システムを開発し、改修工事受注の拡大を目指している。また、外壁診断システムと積算システムとの関係を図り、見積業務の精度及び速度向上を進めた改修提案システムを確立した。

(9) スラブ補強技術の開発

コンバージョン・リニューアル技術として、施工が簡易なスラブ補強技術を開発した。開発した補強装置は折り畳みが可能でエレベータを利用して持ち運びができ、可搬性に優れている。老朽化したスラブの補強や用途変更による床荷重の増大に対応するスラブ補強技術としてその普及を図っている。

(10) 近接施工管理システムの確立

鉄道、道路、建物に隣接して行う工事においては、工事による地盤変位や接触による安全及び機能上の障害を予防する技術が必要である。当社では山留め計画と自動計測管理を組み合わせ、工事の安全管理をモニタリングする近接施工管理システムを確立し、多数の物件に適用している。更に種々の複雑な条件に対応するためにソフトの高度化と計測精度の向上を常に図っている。

(11) 省エネルギー、環境負荷削減に関する多方面からの検討

新エネルギーとして注目されている家庭用燃料電池をはじめとする家庭用コージェネレーションシステムに関する調査、未利用エネルギーである地中熱を有効利用し、空調・給湯を行う地中熱利用ヒートポンプシステムの検討、シースルーエレベータの空調負荷削減手法の検討等、多方面における検討を行い、社会動向における環境負荷削減に幅広く対応している。

(12) 建設工事用機械の安全知能化システムの開発

都市部におけるクレーン作業の安全性を高めるため、風速とジブの旋回角度に応じて音声と信号灯によりオペレータに注意を促す、クレーン作業安全システムを開発し、工事への導入を進め、効果をあげている。

(13) 建設系産業廃棄物処理ロボットシステムの研究開発

公的機関からの研究委託を受け、解体工事等で発生する建設系産業廃棄物の分離・選別を行うロボットシステムの研究開発を開始した。

なお、子会社においては、研究開発活動は特段行われていない。

[不動産事業等]

研究開発活動は、特段行われていない。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

特記事項なし。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
A種優先株式	30,000,000
B種優先株式	30,000,000
計	460,000,000

(注) 平成18年6月27日開催の定時株主総会における、優先株式の消却の効力発生を条件とする定款の一部変更決議に基づき、平成18年10月1日付けで発行可能株式総数は、優先株式60,000,000株（A種優先株式30,000,000株、B種優先株式30,000,000株）を減少し、普通株式400,000,000株となっている。

② 【発行済株式】

下記記載の優先株式は、全て平成15年8月29日に発行した「第一回A種優先株式」、「第一回B種優先株式」である。従って、当半期報告書での発行済優先株式の名称は「第一回」の記載を省略している。

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月12日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	96,541,026	98,979,573	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
A種優先株式	27,000,000	—	—	※1 第三者割当増資による優先株式
B種優先株式	12,500,000	—	—	※2 第三者割当増資による優先株式
計	136,041,026	98,979,573	—	—

(注) 1 提出日現在の普通株式発行数には、平成18年12月1日以降の新株予約権の行使により発行された普通株式は含まれていない。

2 平成18年5月12日開催の取締役会決議に基づき、平成18年6月27日開催の定時株主総会の承認を経て、平成18年10月1日付けで発行済の全優先株式（A種優先株式27,000,000株、B種優先株式12,500,000株）の一括取得及び消却を実施している。

※1 A種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、毎年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株の払込金相当額に100分の4を乗じた金額（20円）を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「A種優先配当金」という。）を行う。

①優先配当金の計算

A種優先配当金の額は、A種優先株式の発行価額（500円）に、それぞれの事業年度ごとに日本円TIBOR（6か月物）+1.50%の年率（以下「A種配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。計算の結果、A種優先配当金が1株につき20円を超える場合は、20円とする。ただし、当該事業年度において下記（2）に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

なお、平成16年3月31日に終了する事業年度に関するA種優先配当金の支払は行わない。

A種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成16年4月1日および、それ以降の毎年の4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6か月物）」は、各年率修正日およびその直後の（ただし、金銭を対価とする取

得請求価額の計算のためにA種優先配当金を算出する場合は、その取得日の直前の)10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会連合会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値、またはこれに準じるものと認められるものを日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。

②非累積条項

ある事業年度において、A種優先株主またはA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

A種優先株主またはA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各事業年度におけるA種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を上限として支払う。ただし、平成17年3月31日に終了する事業年度までに關するA種優先中間配当金の支払は行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき500円を限度として支払う。

A種優先株主またはA種登録株式質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は議決権を有しない。ただし、A種優先株主は、平成17年4月1日以降に開催される定時株主総会において、3事業年度連続してA種優先配当金の配当を行う旨の決議が行われなかったときは、その最後の事業年度に係る定時株主総会の終結の時よりA種優先配当金の配当を行う旨の決議あるときまで議決権を有する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成22年9月30日まで、いつでもA種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

取得価額は、1株につき535円とする。ただし、取得日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)から、当該事業年度においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社の前事業年度の株主資本等変動計算書における「繰越利益剰余金」の当期末残高が50億円を超えている場合、平成20年10月1日から平成20年10月31日までの期間(以下「A種金銭を対価とする取得請求可能期間」という。)において、「繰越利益剰余金」の当期末残高の50%から、当社が、当該事業年度において、その発行している優先株式の金銭を対価とする取得をすでに行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、A種優先株式の全部または一部の金銭を対価とする取得を請求することができ、当社は、A種金銭を対価とする取得請求可能期間満了の日から1か月以内に、法令の定めに従い、取得手続きを行うものとする。ただし、前記限度額を超えてA種優先株主からの金銭を対価とする取得請求があった場合、金銭を対価とする取得の順位は、A種金銭を対価とする取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

取得価額は、1株につき535円とする。ただし、金銭を対価とする取得日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を金銭を対価とする取得日の属する事業年度の初日から金銭を対価とする取得日までの日数(初日および金銭を対価とする取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)から、当該事業年度においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

①普通株式を対価とする取得請求期間

平成22年10月1日から平成25年9月30日まで

②普通株式を対価とする取得請求の条件

A種優先株主は、次の普通株式を対価とする取得の条件で、普通株式の取得を請求することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、平成15年10月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(b) 普通株式を対価とする取得請求により発行する普通株式数

A種優先株主の普通株式を対価とする取得請求により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{普通株式を対価とする取得請求により発行すべき普通株式数}}{\text{A種優先株主が普通株式を対価とする取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額}} = \text{取得価額}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(c) 取得価額の修正

取得価額は、平成23年10月1日および平成24年10月1日（以下、本項において「取得価額修正日」という。）における時価に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌年の取得価額修正日の前日（または普通株式を対価とする取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正される。ただし、取得価額が当初取得価額の50%の額（以下、本項において「下限取得価額」という。）を下回る場合は下限取得価額に、当初取得価額の150%の額（以下、本項において「上限取得価額」という。）を上回る場合は上限取得価額とする。

前記の取得価額修正日の「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整

(i) A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、上記(a)の取得価額は、下記算式（以下「取得価額調整式」という。）により計算される取得価額に調整される。調整後取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たり時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(イ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む）

調整後取得価額は、払込の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。処分される普通株式に係る自己株式数は、取得価額調整式における新規発行普通株式数に算入される。

なお、当社が普通株式に係る自己株式を保有している場合には、取得価額調整式において、保有する普通株式に係る自己株式数は、既発行普通株式数から、保有する普通株式に係る自己株式に対して発行される新株の数は、新規発行普通株式数から、それぞれ控除する。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日があるときはその基準日の翌日以降、当該株式の分割のための基準日がないときは、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とするときは、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(ハ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の取得を請求することができる株式または普通株式の交付と引き換えに取得される証券若しくは普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合

調整後取得価額は、その証券の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 上記(i)各号に掲げる場合のほか、合併、一定額以上の配当、時価を超える価額での普通株式の有償取得、または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

(iii) 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記(i)(ロ)号但書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、前記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、上記(i)に準じて取締役会が適当と判断される価額に調整される。

(iv) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。

(v) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日（ただし、株式の分割を行うための当社の取締役会において基準日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合はその日）、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する1か月前の日における当社の既発行普通株式数（当該新規発行分は含まれない。）から、当該日における当社の保有する普通株式数を控除した数とする。

- (vi) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わない。ただし、その後取得の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

③普通株式を対価とする取得条項

平成22年10月1日から平成25年9月30日までに普通株式を対価とする取得請求のなかったA種優先株式は、平成25年10月1日（以下、本号において「一斉取得日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が（1）上限取得価額を上回るとき、または（2）下限取得価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を（1）の場合当該上限取得価額で、（2）の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、法令の定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(8) 募集新株予約権等

当会社は法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当会社はA種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利若しくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 優先順位

当会社が発行する全ての優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(10) 今回発行する全ての種類の優先株式の申込総数が、払込時点において、当会社の既発行株式の総数の2分の1を上回る場合には、全ての種類の優先株式の発行は行わない。

※2 B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当会社は、毎年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株の払込金相当額に100分の5を乗じた金額（25円）を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「B種優先配当金」という。）を行う。

①優先配当金の計算

B種優先配当金の額は、B種優先株式の発行価額（500円）に、それぞれの事業年度ごとに日本円TIBOR（6か月物）+2.25%の年率（以下「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

B種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。計算の結果、B種優先配当金が1株につき25円を超える場合は、25円とする。ただし、当該事業年度において下記（2）に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。

なお、平成16年3月31日に終了する事業年度に関するB種優先配当金の支払は行わない。

B種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成16年4月1日および、それ以降の毎年の4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6か月物）」は、各年率修正日およびその直後の（ただし、金銭を対価とする取得請求価額の計算のためにB種優先配当金を算出する場合は、その取得日の直前の）10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6か月物トーカー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会連合会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6か月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値、またはこれに準じるものと認められるものを日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。

②非累積条項

ある事業年度において、B種優先株主またはB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

B種優先株主またはB種登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各事業年度におけるB種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を上限として支払う。ただし、平成17年3月31日に終了する事業年度までに係るB種優先中間配当金の支払は行わない。

(3) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき500円を限度として支払う。

B種優先株主またはB種登録株式質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、平成17年4月1日以降に開催される定時株主総会において、3事業年度連続してB種優先配当金の配当を行う旨の決議が行われなかったときは、その最後の事業年度に係る定時株主総会の終結の時よりB種優先配当金の配当を行う旨の決議あるときまで議決権を有する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

当社は、全てのA種優先株式を取得した後は、平成25年9月30日まで、いつでもB種優先株主またはB種登録株式質権者の意思にかかわらず、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、平成22年10月1日より平成25年9月30日までは、A種優先株式の未取得残高にかかわらずB種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。取得価額は、1株につき535円とする。ただし、取得日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）から、当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社の前事業年度の株主資本等変動計算書における「繰越利益剰余金」の当期末残高が50億円を超えている場合、平成23年10月1日から平成23年10月31日までの期間（以下「B種金銭を対価とする取得請求可能期間」という。）において、「繰越利益剰余金」の当期末残高の50%から、当社が、当該事業年度において、その発行している優先株式の金銭を対価とする取得をすでに行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、B種優先株式の全部または一部の金銭を対価とする取得を請求することができ、当社は、B種金銭を対価とする取得請求可能期間満了の日から1か月以内に、法令の定めに従い、取得手続きを行うものとする。ただし、前記限度額を超えてB種優先株主からの金銭を対価とする取得請求があった場合、金銭を対価とする取得の順位は、B種金銭を対価とする取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。取得価額は、1株につき535円とする。ただし、金銭を対価とする取得日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を金銭を対価とする取得日の属する事業年度の初日から金銭を対価とする取得日までの日数（初日および金銭を対価とする取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）から、当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

①普通株式を対価とする取得請求期間

平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

②普通株式を対価とする取得請求の条件

B種優先株主は、次の普通株式を対価とする取得の条件で、普通株式の取得を請求することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、平成15年10月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(b) 普通株式を対価とする取得請求により発行する普通株式数

B種優先株主の普通株式を対価とする取得請求により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式を対価とする取得請求により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が普通株式を対価とする取得請求のために提出したB種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(c) 取得価額の修正

取得価額は、平成26年10月1日以降平成29年10月1日までの毎年10月1日（以下、本項において「取得価額修正日」という。）における時価に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌年の取得価額修正日の前日（または普通株式を対価とする取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正される。ただし、取得価額が当初取得価額の50%の額（以下、本項において「下限取得価額」という。）を下回る場合は下限取得価額に、当初取得価額の200%の額（以下、本項において「上限取得価額」という。）を上回る場合は上限取得価額とする。前記の取得価額修正日の「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整

(i) B種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、上記(a)の取得価額は、下記算式（以下「取得価額調整式」という。）により計算される取得価額に調整される。調整後取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数}}{1 \text{株当たり時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(イ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む）

調整後取得価額は、払込の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。処分される普通株式に係る自己株式数は、取得価額調整式における新規発行普通株式数に算入される。

なお、当社が普通株式に係る自己株式を保有している場合には、取得価額調整式において、保有する普通株式に係る自己株式数は、既発行普通株式数から、保有する普通株式に係る自己株式に対して発行される新株の数は、新規発行普通株式数から、それぞれ控除する。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日があるときはその基準日の翌日以降、当該株式の分割のための基準日がないときは、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とするときは、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(ハ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の取得を請求することができる株式または普通株式の交付と引き換えに取得される証券若しくは普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合

調整後取得価額は、その証券の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 上記（イ）各号に掲げる場合のほか、合併、一定額以上の配当、時価を超える価額での普通株式の有償取得、または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

(iii) 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記（イ）（ロ）号但書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、前記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、上記（イ）に準じて取締役会が適当と判断される価額に調整される。

(iv) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。

(v) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日（ただし、株式の分割を行うための当社の取締役会において基準日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合はその日）、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する1か月前の日における当社の既発行普通株式数（当該新規発行分は含まれない。）から、当該日における当社の保有する普通株式数を控除した数とする。

(vi) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わない。ただし、その後取得の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

③普通株式を対価とする取得条項

平成25年10月1日から平成30年9月30日までに普通株式を対価とする取得請求のなかったB種優先株式は、平成30年10月1日（以下、本号において「一斉取得日」という。）をもって、B種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が（1）上限取得価額を上回るとき、または（2）下限取得価額を下回るときは、B種優先株式1株の払込金相当額を（1）の場合当該上限取得価額で、（2）の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、法令の定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(8) 募集新株予約権等

当社は法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社はB種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利若しくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 優先順位

当社が発行する全ての優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配

順位は、同順位とする。

(10) 今回発行する全ての種類の優先株式の申込総数が、払込時点において、当社の既発行株式の総数の2分の1を上回る場合には、全ての種類の優先株式の発行は行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

東急建設株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成18年6月2日発行）

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	160	135
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,105,615 ※1	14,308,426 ※1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,134.3 ※2	943.5 ※2
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～ 平成20年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,134.3 ※2 資本組入額 ※3	発行価格 943.5 ※2 資本組入額 ※3
新株予約権の行使の条件	※4	※4
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して、当該本新株予約権に係る本社債（ただし、その払込みがなされたものに限り。）を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	16,000	13,500

(注) ※1 本新株予約権付社債の残高を、発行価格で除して得られた最大整数で表示している。

※2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）の修正

- (1) 本新株予約権付社債の発行日後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、後記（2）転換価額の調整で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が910円（ただし、後記（2）転換価額の調整による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が2,730円（ただし、後記（2）転換価額の調整による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。
- (2) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行日後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社

普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求または行使による場合を除く。）は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の株式分割または無償割当てをする場合、時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合、時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合等にも適宜調整される。なお、上記算式において、「既発行普通株式数」は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

なお、この（2）転換価額の調整における「時価」とは調整後の転換価額を適用する日（ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）をいう。

※3 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合には、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.7を乗じた額を資本金として計上する。

※4 新株予約権の行使の条件

(1) 当社が次の①、②若しくは③に基づき本社債を繰上償還する場合は、本新株予約権を行使することはできない。

① 当社は、本新株予約権付社債の払込後、当社が消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議をした場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間前まで（当日を含む。）に通知するものとする。

② 当社は、本新株予約権付社債の払込後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、平成18年7月7日（ただし、平成18年7月7日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、平成18年7月21日に、残存する本社債の全部または一部を額面100円につき金100.5円で、繰上償還することができる。一部償還するときは抽選その他の方法により行う。

③ 当社は、本新株予約権付社債の払込後、平成18年8月1日以降、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1金曜日（ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、当該月の第3金曜日に、残存する本社債の全部または一部を額面100円につき金101円で、繰上償還することができる。一部償還するときは抽選その他の方法により行う。

(2) 当社が次の①若しくは②に定める本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合は、当該本新株予約権付社債が償還金支払場所に提出された時以後、本新株予約権を行使することはできない。

① 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の払込後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議をした場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前まで（当日を含む。）に事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債を償還金支払場所に提出することにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

② 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の払込後、その選択により、当社に対して、毎月第2金曜日（ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債を償還金支払場所に提出することにより、当該月の第4金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金99円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(3) 当社が取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、当社が本社債を消却した時以後、本新株予約権を行使することはできない。

(4) 当社が期限の利益喪失に関する特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以後、本新株予約権を行使することはできない。

(5) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成18年8月3日 ※1	17,041	993,851	1,750,000	30,151,500	750,000	750,000
平成18年8月4日 ※2	△858,916	134,935	—	30,151,500	—	750,000
平成18年8月4日 ※3	—	134,935	△21,132,500	9,019,000	—	750,000
平成18年8月5日～ 平成18年9月30日 ※1	1,105	136,041	1,050,000	10,069,000	450,000	1,200,000

(注) 1 ※1 新株予約権の行使による増加。

※2 平成18年6月27日開催の定時株主総会における、普通株式につき10株を1株とする株式併合決議に基づく減少。

※3 平成18年6月27日開催の定時株主総会における、資本減少決議に基づくその他資本剰余金への振替による減少。

2 平成18年5月12日開催の取締役会決議に基づき、平成18年6月27日開催の定時株主総会の承認を経て、平成18年10月1日に発行済の全優先株式の一括取得及び消却を実施し、平成18年10月1日付けで発行済株式総数が39,500千株（A種優先株式27,000千株、B種優先株式12,500千株）減少している。

3 平成18年10月1日から平成18年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,438千株、資本金が1,750,000千円、資本準備金が750,000千円増加している。

(4) 【大株主の状況】

① 普通株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
東京急行電鉄株式会社	東京都渋谷区南平台町5-6	15,161	15.70
フェニックス・キャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内2-2-1	4,000	4.14
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	4,000	4.14
みずほ信託退職給付信託大成建設口再信託受託者資産管理サービス信託	東京都中央区晴海1-8-12	4,000	4.14
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	3,821	3.96
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	3,222	3.34
清水建設株式会社	東京都港区芝浦1-2-3	3,000	3.11
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	2,658	2.75
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	2,489	2.58
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3-7-3	2,316	2.40
計	—	44,669	46.27

(注) 1 東京急行電鉄株式会社は上記のほか、当社株式7,500千株を退職給付信託に拠出しており、議決権行使については同社が指図権を留保している。

2 みずほ信託退職給付信託大成建設口再信託受託者資産管理サービス信託の所有株式数4,000千株の議決権行使については、大成建設株式会社が指図権を留保している。

3 三菱UFJ信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は584千株である。

4 平成18年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、平成18年8月4日付けで普通株式10株を1株に併合している。

② A種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1-2-7	5,400	20.00
東京急行電鉄株式会社	東京都渋谷区南平台町5-6	5,000	18.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	3,750	13.89
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-1-1	2,500	9.26
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3-7-3	2,500	9.26
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	1,250	4.63
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,250	4.63
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3-33-1	1,250	4.63
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	1,250	4.63
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,250	4.63
計	—	25,400	94.07

(注) 平成18年5月12日開催の取締役会決議に基づき、平成18年6月27日開催の定時株主総会の承認を経て、平成18年10月1日付けで、発行済のA種優先株式27,000千株の一括取得及び消却を実施している。

③ B種優先株式

(平成18年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
東京急行電鉄株式会社	東京都渋谷区南平台町5-6	5,000	40.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,250	10.00
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	1,250	10.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,250	10.00
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3-33-1	1,250	10.00
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	1,250	10.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,250	10.00
計	—	12,500	100.00

(注) 平成18年5月12日開催の取締役会決議に基づき、平成18年6月27日開催の定時株主総会の承認を経て、平成18年10月1日付けで、発行済のB種優先株式12,500千株の一括取得及び消却を実施している。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成18年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 27,000,000	—	第三者割当増資による優先株式
	B種優先株式 12,500,000	—	第三者割当増資による優先株式
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,480	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 96,483,140	普通株式 9,648,314	—
単元未満株式	普通株式 50,406	—	一単元(10株)未満の株式
発行済株式総数	136,041,026	—	—
総株主の議決権	—	9,648,314	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,330株(議決権133個)含まれている。

② 【自己株式等】

(平成18年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東急建設株式会社	渋谷区渋谷1-16-14	7,480	—	7,480	0.01
計	—	7,480	—	7,480	0.01

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	237	218	175	166	※ 1,566	※ 1,449
最低(円)	207	155	144	137	※ 1,400	※ 1,050

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

2 平成18年8月4日に普通株式10株を1株に併合しており、※は併合後の株価である。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金預金		8,246		6,035		16,351	
受取手形・完成工事 未収入金等	※1	80,847		80,651		101,971	
未成工事支出金等		19,146		22,126		14,184	
販売用不動産	※2	1,562		1,643		1,602	
繰延税金資産		971		1,106		1,109	
その他		5,791		4,912		7,196	
貸倒引当金		△214		△363		△362	
流動資産合計		116,351	66.0	116,111	71.5	142,053	74.8
II 固定資産							
1 有形固定資産							
土地	※3	19,988		9,264		9,264	
その他	※4	3,325		3,232		3,283	
有形固定資産計		23,313		12,496		12,548	
2 無形固定資産	※5	565		542		558	
3 投資その他の資産							
投資有価証券	※6	13,550		15,452		16,381	
繰延税金資産		17,834		13,403		14,099	
その他	※7	5,174		4,890		4,741	
貸倒引当金	※7	△405		△425		△422	
投資その他の 資産計		36,153		33,321		34,799	
固定資産合計		60,032	34.0	46,360	28.5	47,906	25.2
資産合計		176,384	100	162,472	100	189,959	100

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債	※8						
支払手形・工事 未払金等		75,938		83,728		104,081	
短期借入金		28,704		771		9,468	
未成工事受入金等		21,760		23,981		19,501	
完成工事補償引当金		428		748		788	
工事損失引当金		87		13		20	
賞与引当金		1,331		1,317		1,331	
預り金		6,626		7,402		8,281	
その他		667		930		1,332	
流動負債合計			135,544	76.9	118,895	73.2	144,806
II 固定負債							
社債		—		16,000		—	
退職給付引当金		10,354		8,916		9,742	
その他		270		216		216	
固定負債合計		10,624	6.0	25,132	15.4	9,958	5.3
負債合計		146,169	82.9	144,027	88.6	154,765	81.5
(少数株主持分)							
少数株主持分		16	0.0	—	—	22	0.0
(資本の部)							
I 資本金		28,401	16.1	—	—	28,401	15.0
II 利益剰余金		667	0.4	—	—	4,813	2.5
III その他有価証券評価 差額金		1,186	0.6	—	—	1,973	1.0
IV 為替換算調整勘定		△21	△0.0	—	—	19	0.0
V 自己株式		△35	△0.0	—	—	△36	△0.0
資本合計		30,198	17.1	—	—	35,172	18.5
負債、少数株主 持分及び資本 合計		176,384	100	—	—	189,959	100

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		—		10,069		—	
2 資本剰余金		—		22,331		—	
3 利益剰余金		—		5,494		—	
4 自己株式	※9	—		△21,170		—	
株主資本合計		—	—	16,724	10.3	—	—
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価 差額金		—		1,651		—	
2 為替換算調整勘定		—		48		—	
評価・換算差額等 合計		—	—	1,700	1.1	—	—
III 少数株主持分		—	—	19	0.0	—	—
純資産合計		—	—	18,444	11.4	—	—
負債純資産合計		—	—	162,472	100	—	—

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高		122,207		126,481		295,963	
完成工事高							
不動産事業等売上高		2,681	124,889	620	127,101	3,322	299,285
II 売上原価		113,390		117,596		274,345	
完成工事原価							
不動産事業等売上原価		1,816	115,206	425	118,021	2,192	276,538
売上総利益							
完成工事総利益		8,817		8,884		21,617	
不動産事業等総利益		865	9,682	194	9,079	1,129	22,747
III 販売費及び一般管理費	※1		6,806	5.5	6,711	5.3	14,438
営業利益			2,875	2.3	2,367	1.9	8,308
IV 営業外収益							
受取利息		4		18		53	
受取配当金		65		63		108	
税金関係雑収		—		50		—	
為替差益		38		—		109	
消費税還付加算金		22		—		—	
その他		28	158	0.1	49	181	0.1
V 営業外費用							
支払利息		361		136		726	
持分法による投資損失		3,282		432		2,345	
株式交付費		—		33		—	
社債発行費		—		16		—	
その他		117	3,761	3.0	227	846	3,386
経常利益			—	—	1,703	1.3	5,295
経常損失			727	△0.6	—	—	—
VI 特別利益							
前期損益修正益	※2	49		—		—	
固定資産売却益	※3	—		—		1,800	
土地売却精算差益		—		200		—	
投資有価証券売却益		—	49	0.0	—	8	1,809
VII 特別損失							
固定資産売却損	※4	—		13		—	
固定資産除却損	※5	8		—		9	
投資有価証券評価損		5		—		—	
関係会社事業損失	※6	253		—		504	
保有会員権売却損		1		—		—	
貸倒引当金繰入額		—		—		208	
その他		—	268	0.2	—	49	772
税金等調整前中間(当期)純利益			—	—	1,890	1.5	6,333
税金等調整前中間純損失			946	△0.8	—	—	—
法人税、住民税及び事業税		133		125		284	
法人税等調整額		△34	99	0.0	904	1,030	2,760
少数株主利益			—	—	—	—	2
少数株主損失			3	0.0	2	0.0	—
中間(当期)純利益			—	—	862	0.7	3,286
中間純損失			1,042	△0.8	—	—	—

③ 【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

[中間連結剰余金計算書]

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(利益剰余金の部)					
I 利益剰余金期首残高			2,073		2,073
II 利益剰余金増加高					
当期純利益		—	—	3,286	3,286
III 利益剰余金減少高					
中間純損失		1,042		—	
株主配当金		363	1,405	545	545
IV 利益剰余金中間期末 (期末)残高			667		4,813

[中間連結株主資本等変動計算書]

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本					評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	28,401	—	4,813	△36	33,179	1,973	19	1,993	22	35,194
中間連結会計期間中の 変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,800	1,200			4,000					4,000
資本金から 資本剰余金への振替	△21,132	21,132			—					—
剰余金の配当			△181		△181					△181
中間純利益			862		862					862
自己株式の取得				△2	△2					△2
優先株式取得の ための支出				△21,132	△21,132					△21,132
自己株式の処分		△0		1	0					0
株主資本以外の項目 の中間連結会計期間 中の変動額(純額)						△322	28	△293	△2	△296
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	△18,332	22,331	680	△21,133	△16,454	△322	28	△293	△2	△16,750
平成18年9月30日残高 (百万円)	10,069	22,331	5,494	△21,170	16,724	1,651	48	1,700	19	18,444

(注) 1 「剰余金の配当」は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

2 「優先株式取得のための支出」は平成18年10月1日を取得及び消却日とする自己株式(A種優先株式 27,000千株、B種優先株式 12,500千株)取得のために、平成18年9月29日に支払った金額である。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益 又は中間純損失(△)		△946	1,890	6,333
減価償却費		215	170	448
退職給付引当金の増減額(減少:△)		△612	△825	△1,224
持分法による投資損益(益:△)		3,282	432	2,345
受取利息及び受取配当金		△69	△82	△161
支払利息		361	136	726
売上債権の増減額(増加:△)		19,548	21,320	△1,575
未成工事支出金の増減額(増加:△)		△6,277	△7,413	△1,246
たな卸資産の増減額(増加:△)		1,174	△528	1,066
立替金の増減額(増加:△)		—	1,095	—
未収入金の増減額(増加:△)		—	564	—
仕入債務の増減額(減少:△)		△23,356	△20,352	4,787
未成工事受入金等の増減額(減少:△)		5,515	4,479	3,257
預り金の増減額(減少:△)		△4,030	△879	△2,374
未払消費税等の増減額(減少:△)		△247	△47	—
その他		1,140	199	△1,299
小計		△4,299	160	11,082
利息及び配当金の受取額		89	92	181
利息の支払額		△369	△147	△725
法人税等の支払額		△281	△284	△287
営業活動によるキャッシュ・フロー		△4,861	△179	10,250
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形・無形固定資産の取得による支出		△78	△154	△447
有形・無形固定資産の売却による収入		—	216	13,000
投資有価証券の取得による支出		△76	△19	△339
関係会社株式の取得による支出		△4,035	—	△4,046
投資有価証券の売却等による収入		—	—	16
貸付けによる支出		—	△200	—
貸付金の回収による収入		30	30	60
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,159	△127	8,243
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額(減少:△)		3,386	771	—
長期借入金の返済による支出		△3,022	△9,468	△18,871
社債発行による収入		—	20,000	—
優先株式取得のための支出		—	△21,132	—
配当金の支払		△363	△181	△545
その他		△0	△2	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー		△0	△10,013	△19,419
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	3	9
V 現金及び現金同等物の増減額(減少:△)		△9,020	△10,316	△915
VI 現金及び現金同等物の期首残高		17,267	16,351	17,267
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		8,246	6,035	16,351

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社数 3社 連結子会社名は次のとおり。 東建産業株式会社 田園都市設備工業株式会社 東急リニューアル株式会社</p> <p>(2)非連結子会社数 1社 非連結子会社名は次のとおり。 RAY WILSON CO.</p> <p>上記の会社は小規模会社であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いている。</p>	<p>(1)連結子会社数 3社 連結子会社名は次のとおり。 同左</p> <p>(2)非連結子会社数 2社 非連結子会社名は次のとおり。 さくらんぼ消防PFI株式会社 RAY WILSON CO.</p> <p>上記の会社は小規模会社であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いている。</p>	<p>(1)連結子会社数 3社 連結子会社名は次のとおり。 同左</p> <p>(2)非連結子会社数 2社 非連結子会社名は次のとおり。 同左</p> <p>このうち、さくらんぼ消防PFI株式会社は、当連結会計年度において新たに設立された会社である。 なお、上記の非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いている。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>関連会社(3社)に対する投資について、持分法を適用している。</p> <p>(1)持分法適用の関連会社名は次のとおり。 世紀東急工業株式会社 東急グリーンシステム株式会社 CH. KARNCHANG-TOKYU CONSTRUCTION CO., LTD.</p> <p>(2)持分法非適用の非連結子会社名及び関連会社名は次のとおり。 持分法非適用非連結子会社 RAY WILSON CO.</p> <p>持分法非適用関連会社 古川ユースウェアサービス株式会社 株式会社港南台リタイアメントヴィレッジプロジェクト</p> <p>上記の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。</p>	<p>関連会社(3社)に対する投資について、持分法を適用している。</p> <p>(1)持分法適用の関連会社名は次のとおり。 同左</p> <p>(2)持分法非適用の非連結子会社名及び関連会社名は次のとおり。 持分法非適用非連結子会社 さくらんぼ消防PFI株式会社 RAY WILSON CO.</p> <p>持分法非適用関連会社 同左</p> <p>上記の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。</p>	<p>関連会社(3社)に対する投資について、持分法を適用している。</p> <p>(1)持分法適用の関連会社名は次のとおり。 同左</p> <p>(2)持分法非適用の非連結子会社名及び関連会社名は次のとおり。 持分法非適用非連結子会社 同左</p> <p>持分法非適用関連会社 同左</p> <p>上記の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 連結子会社の中 間決算日(決算 日)等に関する事 項	連結子会社の中 間決算日は全 て中間連結財 務諸表提出会 社と同一であ る。	同左	連結子会社の 事業年度は全 て連結財務諸 表提出会社と 同一である。
4 会計処理基準 に関する事項 (1) 重要な資産 の評価基準及 び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場 価格等に基づく時 価法(評価差額は 全部資本直入法 により処理し、 売却原価は移動 平均法により算 定している)</p> <p>時価のないもの 移動平均法によ る原価法</p> <p>デリバティブ 時価法</p> <p>たな卸資産 ①未成工事支出 金等(未成工事 支出金、不動産 事業支出金) 個別法による原 価法 ②未成工事支出 金等(材料貯蔵 品) 主として総平均 法による原価法 ③販売用不動産 個別法による原 価法</p> <p>有形固定資産 主として定率法 (但し、建物(建 物付属設備を除 く)については定 額法)を採用し ている。 なお、主要な物 件の耐用年数は 以下のとおりで ある。</p> <p>建物 55年</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場 価格等に基づく時 価法(評価差額は 全部純資産直入 法により処理し 、売却原価は移 動平均法により 算定している)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 ①未成工事支出 金等(未成工事 支出金、不動産 事業支出金) 同左 ②未成工事支出 金等(材料貯蔵 品) 同左 ③販売用不動産 同左</p> <p>有形固定資産 同左</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市 場価格等に基づく 時価法(評価差 額は全部資本直 入法により処理 し、売却原価は 移動平均法によ り算定している)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 ①未成工事支出 金等(未成工事 支出金、不動産 事業支出金) 同左 ②未成工事支出 金等(材料貯蔵 品) 同左 ③販売用不動産 同左</p> <p>有形固定資産 同左</p>
(2) 重要な減価償 却資産の減価償 却の方法			
(3) 重要な繰延資 産の処理方法		株式交付費及び 社債発行費支出 時に全額費用処 理している。	

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(4) 重要な引当金の 計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、中間連結財務諸表提出会社は平成15年10月1日付の会社分割による建設事業部門の承継後に営業を開始したため、平成15年9月30日以前の貸倒実績率は(旧)東急建設株式会社(現 TCプロパティーズ株式会社)の実績率を適用している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事のかし担保等の費用に充てるため、過年度の実績率に基づく見込額を計上している。</p> <p>なお、中間連結財務諸表提出会社は平成15年10月1日付の会社分割による建設事業部門の承継後に営業を開始したため、平成15年9月30日以前の実績率は(旧)東急建設株式会社(現 TCプロパティーズ株式会社)の実績率を適用している。</p> <p>工事損失引当金 当中間連結会計期間末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上することとしている。</p> <p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事のかし担保等の費用に充てるため、過年度の実績率を基礎に将来の支出見込を勘案して計上している。</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、連結財務諸表提出会社は平成15年10月1日付の会社分割による建設事業部門の承継後に営業を開始したため、平成15年9月30日以前の貸倒実績率は(旧)東急建設株式会社(現 TCプロパティーズ株式会社)の実績率を適用している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事のかし担保等の費用に充てるため、過年度の実績率を基礎に将来の支出見込を勘案して計上している。</p> <p>なお、連結財務諸表提出会社は平成15年10月1日付の会社分割による建設事業部門の承継後に営業を開始したため、平成15年9月30日以前の実績率は(旧)東急建設株式会社(現 TCプロパティーズ株式会社)の実績率を適用している。</p> <p>工事損失引当金 当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上することとしている。</p> <p>賞与引当金 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。	退職給付引当金 同左	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。
(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。 なお、在外関係会社の資産及び負債ならびに収益及び費用は、当該関係会社の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上している。	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。 なお、在外関係会社の資産及び負債ならびに収益及び費用は、当該関係会社の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上している。	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。 なお、在外関係会社の資産及び負債ならびに収益及び費用は、当該関係会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上している。
(6) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左	同左
(7) 重要なヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 …金利スワップ ヘッジ対象…借入金	①ヘッジ会計の方法 同左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左	①ヘッジ会計の方法 同左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(8) その他中間連結 財務諸表(連結財 務諸表)作成のた めの重要な事項	<p>③ヘッジ方針 中間連結財務諸表提出 会社の内規である「リ スク管理方針」に基づ き、金利変動リスクを ヘッジしている。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシ ュ・フロー変動の累計 とヘッジ手段のキャッ シュ・フロー変動の累 計を半期毎に比較し、 両者の変動額等を基礎 にして、ヘッジ有効性 を評価している。</p> <p>①完成工事高の計上基準 工事進行基準を採用して いる。 但し、工期が1年以内の 工事については工事完成 基準によっている。 なお、当中間連結会計期 間の工事進行基準による 完成工事高は、76,031百 万円である。</p> <p>②消費税等の会計処理 消費税等に相当する額の 会計処理は、税抜方式に よっている。</p>	<p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>①完成工事高の計上基準 工事進行基準を採用して いる。 但し、工期が1年以内の 工事については工事完成 基準によっている。 なお、当中間連結会計期 間の工事進行基準による 完成工事高は、81,023百 万円である。</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p>	<p>③ヘッジ方針 連結財務諸表提出会社 の内規である「リスク 管理方針」に基づき、 金利変動リスクをヘッ ジしている。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>①完成工事高の計上基準 工事進行基準を採用して いる。 但し、工期が1年以内の 工事については工事完成 基準によっている。 なお、当連結会計年度の 工事進行基準による完成 工事高は、178,354百万 円である。</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結(連結) キャッシュ・フ ロー計算書にお ける資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金(現 金及び現金同等物)は、手 許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能 であり、かつ、価値の変動 について僅少なリスクしか 負わない取得日から3カ月 以内に償還期限の到来する 短期投資からなる。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計 算書における資金(現金及 び現金同等物)は、手許現 金、随時引き出し可能な預 金及び容易に換金可能であ り、かつ、価値の変動につ いて僅少なリスクしか負わ ない取得日から3カ月以内 に償還期限の到来する短期 投資からなる。</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>_____</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、18,424百万円である。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間連結会計期間より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用している。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>	<p>_____</p>

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
—————	前中間連結会計期間の「営業外収益」において、区分掲記していた「消費税還付加算金」と、「その他」に含めていた他の税金関係の雑収金額を合算し、当中間連結会計期間より「税金関係雑収」として計上することとしたが、その金額が営業外収益の100分の10を超えているため、区分掲記することとした。 なお、当中間連結会計期間の「営業外収益」の「税金関係雑収」に含まれる「消費税還付加算金」は4百万円である。
—————	前中間連結会計期間において、区分掲記していた「営業外収益」の「為替差益」は、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示することとした。 なお、当中間連結会計期間の「営業外収益」の「その他」に含まれる当該金額は、7百万円である。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
—————	前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「立替金の増減額(増加:△)」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。 なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる当該金額は、154百万円である。
—————	前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「未収入金の増減額(増加:△)」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。 なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる当該金額は、281百万円である。
前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「預り金の増減額(減少:△)」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。 なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる当該金額は、△2,185百万円である。	—————
前中間連結会計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券の取得による支出」に含めていた「関係会社株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとした。 なお、前中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券の取得による支出」に含まれる当該金額は、△6百万円である。	—————

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 1,884百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 2,009百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 2,021百万円
2 担保資産 下記の資産は、短期借入金 25,317百万円(長期借入金よ りの振替分)の担保に供して いる。 ※2 販売用不動産 1,032百万円 ※3 土地 19,476 ※4 その他 2,673 ※5 無形固定資産 436 ※6 投資有価証券 7,551 計 31,170	2 担保資産 _____	2 担保資産 下記の資産は、短期借入金 9,468百万円(長期借入金よ りの振替分)の担保に供して いる。 ※2 販売用不動産 1,032百万円 ※3 土地 8,612 ※4 その他 2,561 ※5 無形固定資産 436 ※6 投資有価証券 9,434 計 22,077
3 偶発債務(保証債務) (イ) 連結会社以外の会社等の借 入金に対して保証を行って いる。 全国漁港・漁村 振興漁業協同組 ※212百万円 合連合会 ㈱オハラ 145 計 357 (注) ※の保証金額は、他社分担 保証額を除いた当社の保証 債務額である。 (ロ) 下記の得意先が行うマンシ ョン購入者への手付金保証 契約に対する保証を行って いる。 ㈱モリモト 680百万円 他2社 64 計 745 合計 1,102 (イ)+(ロ)	2 偶発債務(保証債務) (イ) 連結会社以外の会社等の借 入金に対して保証を行って いる。 全国漁港・漁村 振興漁業協同組 ※194百万円 合連合会 ㈱オハラ 118 計 312 (注) ※の保証金額は、他社分担 保証額を除いた当社の保証 債務額である。 (ロ) 下記の得意先が行うマンシ ョン購入者への手付金保証 契約に対する保証を行って いる。 作州商事㈱ 169百万円 ㈱モリモト 149 計 318 合計 631 (イ)+(ロ)	3 偶発債務(保証債務) (イ) 連結会社以外の会社等の借 入金に対して保証を行って いる。 全国漁港・漁村 振興漁業協同組 ※194百万円 合連合会 ㈱オハラ 131 計 326 (注) ※の保証金額は、他社分担 保証額を除いた当社の保証 債務額である。 (ロ) 下記の得意先が行うマンシ ョン購入者への手付金保証 契約に対する保証を行って いる。 作州商事㈱ 124百万円 他2社 24 計 148 合計 474 (イ)+(ロ)
4 ※7 その他(破産債権、更生 債権等)と貸倒引当金の 直接減額表示 債権全額に貸倒引当金を 設定している「破産債 権、更生債権等」につい ては、当該貸倒引当金 (当中間連結会計期間末 638百万円)を債権から 直接減額することとして いる。 _____	3 中間連結会計期間末日満期手 形の会計処理については、手 形交換日をもって決済処理し ている。 なお、当中間連結会計期間の 末日は金融機関の休日であ ったため、次の満期手形が中間 連結会計期間末日残高に含ま れている。 ※1 受取手形 1,034百万円 ※8 支払手形 306 4 ※7 その他(破産債権、更生 債権等)と貸倒引当金の 直接減額表示 債権全額に貸倒引当金を 設定している「破産債 権、更生債権等」につい ては、当該貸倒引当金 (当中間連結会計期間末 1,041百万円)を債権か ら直接減額することとし ている。 5 ※9 自己株式には、平成18年 10月1日を取得及び消却 日とする自己株式(A種 優先株式27,000千株、B 種優先株式12,500千株) 取得のために、平成18年 9月29日に支払った 21,132百万円が含まれて いる。	4 ※7 その他(破産債権、更生 債権等)と貸倒引当金の 直接減額表示 債権全額に貸倒引当金を 設定している「破産債 権、更生債権等」につい ては、当該貸倒引当金 (当連結会計年度末 1,123百万円)を債権か ら直接減額することとし ている。 _____

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																										
<p>1 ※1 このうち、主要な費目及び金額は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>従業員給与手当</td> <td>2,305百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>424</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td>1,236</td> </tr> </table>	従業員給与手当	2,305百万円	賞与引当金繰入額	424	退職給付費用	146	雑費	1,236	<p>1 ※1 このうち、主要な費目及び金額は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>従業員給与手当</td> <td>2,318百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>412</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td>1,184</td> </tr> </table>	従業員給与手当	2,318百万円	賞与引当金繰入額	412	退職給付費用	86	雑費	1,184	<p>1 ※1 このうち、主要な費目及び金額は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>従業員給与手当</td> <td>5,049百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>435</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td>2,644</td> </tr> </table>	従業員給与手当	5,049百万円	賞与引当金繰入額	435	退職給付費用	291	貸倒引当金繰入額	565	雑費	2,644
従業員給与手当	2,305百万円																											
賞与引当金繰入額	424																											
退職給付費用	146																											
雑費	1,236																											
従業員給与手当	2,318百万円																											
賞与引当金繰入額	412																											
退職給付費用	86																											
雑費	1,184																											
従業員給与手当	5,049百万円																											
賞与引当金繰入額	435																											
退職給付費用	291																											
貸倒引当金繰入額	565																											
雑費	2,644																											
<p>2 ※2 前期損益修正益の内訳は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>営業債権貸倒引当金 洗替戻入額</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>営業外債権貸倒引当 金洗替戻入額</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49</td> </tr> </table>	営業債権貸倒引当金 洗替戻入額	46百万円	営業外債権貸倒引当 金洗替戻入額	2	その他	0	計	49	<p>2 ※4 固定資産売却損の内訳は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>その他 (有形固定資産)</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械・運搬具・ 工具器具備品</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> </tr> </table>	その他 (有形固定資産)	0百万円	建物・構築物	0	機械・運搬具・ 工具器具備品	0	無形固定資産	12	計	13	<p>2 ※3 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>土地</td> <td>1,800百万円</td> </tr> </table>	土地	1,800百万円						
営業債権貸倒引当金 洗替戻入額	46百万円																											
営業外債権貸倒引当 金洗替戻入額	2																											
その他	0																											
計	49																											
その他 (有形固定資産)	0百万円																											
建物・構築物	0																											
機械・運搬具・ 工具器具備品	0																											
無形固定資産	12																											
計	13																											
土地	1,800百万円																											
<p>3 ※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>その他 (有形固定資産)</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>機械・運搬具・ 工具器具備品</td> <td>0</td> </tr> </table>	その他 (有形固定資産)	8百万円	建物・構築物	8	機械・運搬具・ 工具器具備品	0		<p>3 ※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>その他 (有形固定資産)</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>機械・運搬具・ 工具器具備品</td> <td>0</td> </tr> </table>	その他 (有形固定資産)	9百万円	建物・構築物	8	機械・運搬具・ 工具器具備品	0														
その他 (有形固定資産)	8百万円																											
建物・構築物	8																											
機械・運搬具・ 工具器具備品	0																											
その他 (有形固定資産)	9百万円																											
建物・構築物	8																											
機械・運搬具・ 工具器具備品	0																											
		<p>4 ※6 関係会社事業損失の内訳は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>315百万円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>504</td> </tr> </table>	貸倒引当金繰入額	315百万円	関係会社株式評価損	188	計	504																				
貸倒引当金繰入額	315百万円																											
関係会社株式評価損	188																											
計	504																											

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	937,310,000	18,147,449	858,916,423	96,541,026
A種優先株式	27,000,000	—	—	27,000,000
B種優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000
合計	976,810,000	18,147,449	858,916,423	136,041,026

(注)平成18年8月4日付で普通株式について、10株を1株とする株式併合を行っている。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりである。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使による増加

平成18年7月11日転換(株式併合前) 17,041,581株

平成18年9月7日転換(株式併合後) 1,105,868株

減少数の内訳は、次のとおりである。

株式併合による減少 858,916,423株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	62,244	12,795	67,503	7,536

(注)平成18年8月4日付で普通株式について、10株を1株とする株式併合を行っている。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買取りによる増加(株式併合前) 12,479株

単元未満株式の買取りによる増加(株式併合後) 316株

減少数の内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買増し請求による減少(株式併合前) 2,512株

株式併合による減少 64,991株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	108	4.01	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年6月27日 定時株主総会	B種優先株式	73	5.89	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	675	利益剰余金	7.00	平成18年9月30日	平成18年12月11日
平成18年11月14日 取締役会	A種優先株式	124	利益剰余金	4.60	平成18年9月30日	平成18年12月11日
平成18年11月14日 取締役会	B種優先株式	81	利益剰余金	6.48	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在) 現金預金勘定 8,246百万円 現金及び現金同等物 8,246	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) 現金預金勘定 6,035百万円 現金及び現金同等物 6,035	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) 現金預金勘定 16,351百万円 取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(短期貸付金) 0 現金及び現金同等物 16,351

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他(有形固定資産)</td> <td>1,366</td> <td>372</td> <td>993</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>689</td> <td>223</td> <td>465</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,055</td> <td>596</td> <td>1,459</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他(有形固定資産)	1,366	372	993	無形固定資産	689	223	465	合計	2,055	596	1,459	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他(有形固定資産)</td> <td>1,554</td> <td>650</td> <td>903</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>686</td> <td>374</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,240</td> <td>1,025</td> <td>1,214</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他(有形固定資産)	1,554	650	903	無形固定資産	686	374	311	合計	2,240	1,025	1,214	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他(有形固定資産)</td> <td>1,414</td> <td>461</td> <td>953</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>680</td> <td>296</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,095</td> <td>758</td> <td>1,337</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	その他(有形固定資産)	1,414	461	953	無形固定資産	680	296	383	合計	2,095	758	1,337
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
その他(有形固定資産)	1,366	372	993																																															
無形固定資産	689	223	465																																															
合計	2,055	596	1,459																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
その他(有形固定資産)	1,554	650	903																																															
無形固定資産	686	374	311																																															
合計	2,240	1,025	1,214																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
その他(有形固定資産)	1,414	461	953																																															
無形固定資産	680	296	383																																															
合計	2,095	758	1,337																																															
② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 538百万円 1年超 920 合計 1,459 なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。	② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 563百万円 1年超 651 合計 1,214 同左	② 未経過リース料期末残高相当額 1年内 528百万円 1年超 808 合計 1,337 なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。																																																
③ 支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 331百万円 減価償却費相当額 331	③ 支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 294百万円 減価償却費相当額 294	③ 支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 634百万円 減価償却費相当額 634																																																
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 99百万円 1年超 35 合計 134	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 15百万円 1年超 2 合計 18	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 61百万円 1年超 5 合計 67																																																
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																																

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	7,239	8,556	1,317

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 6百万円
- (2) その他有価証券
非上場株式 1,828百万円

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	7,870	10,666	2,796

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 14百万円
- (2) その他有価証券
非上場株式 1,458百万円

前連結会計年度末 (平成18年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	7,450	10,697	3,247

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 14百万円
- (2) その他有価証券
非上場株式 1,913百万円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
当社グループでは、中間連結財務諸表提出会社においてデリバティブ取引を行っている。 なお、当該デリバティブ取引は、全てヘッジ会計が適用されているため、記載の対象から除いている。	当社グループでは、中間連結財務諸表提出会社においてデリバティブ取引を行っていたが、平成18年9月29日にヘッジ対象である借入金契約及びヘッジ手段である金利スワップ契約の契約期間がいずれも満了した。 従って、当中間連結会計期間末において利用しているデリバティブ取引はない。	当社グループでは、連結財務諸表提出会社においてデリバティブ取引を行っている。 なお、当該デリバティブ取引は、全てヘッジ会計が適用されているため、記載の対象から除いている。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	建設事業 (百万円)	不動産事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	122,207	2,681	124,889	—	124,889
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	7	9	(9)	—
計	122,209	2,689	124,898	(9)	124,889
営業費用	118,584	1,950	120,534	1,478	122,013
営業利益	3,625	738	4,364	(1,488)	2,875

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	建設事業 (百万円)	不動産事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	126,481	620	127,101	—	127,101
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	8	10	(10)	—
計	126,483	628	127,112	(10)	127,101
営業費用	122,704	568	123,273	1,459	124,733
営業利益	3,778	60	3,838	(1,470)	2,367

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	建設事業 (百万円)	不動産事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	295,963	3,322	299,285	—	299,285
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7	19	26	(26)	—
計	295,970	3,341	299,312	(26)	299,285
営業費用	284,926	2,485	287,412	3,564	290,976
営業利益	11,044	855	11,900	(3,591)	8,308

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び中間連結損益計算書(連結損益計算書)の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業の内容

建設事業: 土木・建築その他建設工事全般に関する事業

不動産事業等: 不動産の販売、賃貸事業他

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、前中間連結会計期間 1,488百万円、当中間連結会計期間 1,470百万円、前連結会計年度 3,591百万円である。その主なものは、中間連結財務諸表(連結財務諸表)提出会社の管理部門に係る費用である。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略した。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高がいずれも連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略した。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	10.95円	188.94円	16.26円
1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失(△)	△1.30円	6.94円	3.11円
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載していない。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純利益を下回らないため記載していない。 当社は、平成18年8月4日付で普通株式について、10株を1株とする株式併合を行っている。当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、以下のとおりとなる。 前中間連結会計期間 1株当たり純資産額 109.53円 1株当たり中間純損失 △13.05円 前連結会計年度 1株当たり純資産額 162.60円 1株当たり当期純利益 31.18円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純利益を下回らないため記載していない。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失(△)			
1 普通株式に係る中間(当期)純利益又は中間純損失(△)			
(1) 中間連結損益計算書(連結損益計算書)上の中間(当期)純利益又は中間純損失(△)(百万円)	△1,042	862	3,286
(2) 普通株主に帰属しない金額(百万円) (うち中間連結会計期間に係る優先株式配当額又は利益処分による優先株式配当額)	181 (181)	205 (205)	363 (363)
普通株式に係る中間(当期)純利益又は中間純損失(△)(百万円)	△1,223	657	2,922
2 普通株式の期中平均株式数(千株)	937,255	94,632	937,252
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	A種優先株式 27,000千株 B種優先株式 12,500千株 この詳細については、「第4提出会社の状況1株式等」に記載のとおりである。	A種優先株式 27,000千株 B種優先株式 12,500千株 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 額面総額 16,000百万円 この詳細については、「第4提出会社の状況1株式等」に記載のとおりである。	A種優先株式 27,000千株 B種優先株式 12,500千株 この詳細については、「第4提出会社の状況1株式等」に記載のとおりである。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>1. 優先株式の取得及び消却について</p> <p>当社は、平成18年5月12日開催の取締役会に基づき、また、同年6月27日開催の定時株主総会の承認を経て、資本政策「株主資本バリュアップ・プラン」の施策の一環として、同年10月1日付で発行済の全優先株式の一括取得及び消却を以下のとおり実施した。</p> <p>なお、消却については、「その他資本剰余金」より減額している。</p> <p>(1) A種優先株式</p> <p>①取得及び消却株式の総数 27,000,000株</p> <p>②取得及び消却価額の総額 14,445,000千円</p> <p>(2) B種優先株式</p> <p>①取得及び消却株式の総数 12,500,000株</p> <p>②取得及び消却価額の総額 6,687,500千円</p> <p>2. 新株の発行（新株予約権の行使）について</p> <p>当社が平成18年6月2日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して、新株予約権の行使が以下のとおり行われた。</p> <p>(1) 平成18年11月7日行使</p> <p>①行使額面金額 2,000百万円</p> <p>②資本金の増加額 1,400百万円</p> <p>③資本準備金の増加額 600百万円</p> <p>④増加した株式の種類 普通株式</p> <p>⑤増加した株数 1,950,838株</p> <p>(2) 平成18年11月16日行使</p> <p>①行使額面金額 500百万円</p> <p>②資本金の増加額 350百万円</p> <p>③資本準備金の増加額 150百万円</p> <p>④増加した株式の種類 普通株式</p> <p>⑤増加した株数 487,709株</p>	<p>当社は平成18年5月12日開催の取締役会において、一連の資本政策について決議し、資本減少、株式併合および単元株式数の変更を含めた定款一部変更の各議案については、平成18年6月27日開催の定時株主総会において承認可決された。内容は以下のとおりである。</p> <p>1. 資本減少について</p> <p>(1) 目的 自己株式（優先株式）の取得に際して法の定める分配可能額の創出</p> <p>(2) 内容</p> <p>①減少する資本金の額 21,132,500,000円</p> <p>②増加するその他資本剰余金の額 減少する資本金の額全額</p> <p>③効力発生日 平成18年8月4日</p> <p>2. 自己株式（優先株式）の取得および消却について</p> <p>(1) 目的 普通株主への安定配当</p> <p>(2) 内容</p> <p>①取得する株式の種類および数</p> <p>A種優先株式 27,000,000株（全株式）</p> <p>B種優先株式 12,500,000株（全株式）</p> <p>②取得するのと引換えに交付する金銭等の内容およびその総額</p> <p>A種優先株式 14,445,000千円 (1株535円)</p> <p>B種優先株式 6,687,500千円 (1株535円)</p> <hr/> <p>合 計 21,132,500千円</p> <p>③消却する自己株式 上記①で取得した全優先株式</p> <p>④取得および消却日 平成18年10月1日</p> <p>3. 株式併合について</p> <p>(1) 目的 普通株式の発行済株式総数の適正化</p> <p>(2) 内容</p> <p>①併合の割合 10株を1株に併合</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、当半期報告書提出日の前月末現在（平成18年11月30日）、普通株式の発行済株式総数は98,979,573株、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の未行使額面総額は135億円、転換率は32.5%である。</p>	<p>②発行済株式総数 併合前 937,310,000株 併合後 93,731,000株</p> <p>③効力発生日 平成18年8月4日</p> <p>④併合する株式の種類 普通株式</p> <p>4. 単元株式数の変更について (1) 目的 普通株式の併合にあたり、普通株主の議決権に変更を生じさせないため (2) 内容 ①単元株式数の変更 単元株式数を100株から10株に変更 ②効力発生日 平成18年8月4日 (株式併合の効力発生日)</p> <p>5. 無担保転換社債型新株予約権付社債の発行について (1) 目的 優先株式の全部取得のための資金調達 (2) 内容 ①発行日（社債の払込期日および新株予約権の割当日） 平成18年6月2日 ②発行する社債 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。） ③社債の総額 金200億円 ④各社債の金額 金1億円の1種 ⑤本新株予約権の数 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計200個の本新株予約権を発行する。 ⑥各社債および各新株予約権の払込金額 各本社債の払込金額は金1億円（額面100円につき金100円）とし、各本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 ⑦社債券の形式 無記名式</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>なお、本新株予約権付社債は 本社債または本新株予約権の うち一方のみを譲渡すること はできない。</p> <p>⑧社債の利率 本社債には利息を付さない。</p> <p>⑨物上担保・保証の有無 無担保・無保証</p> <p>⑩割当予定先 Nomura Securities(Bermuda) Ltd. (以下「社債権者」とい う。)への全額割当</p> <p>⑪譲渡制限等 本新株予約権付社債には譲渡 制限を付す予定である。 また、本新株予約権付社債の 割当予定先である社債権者 は、本新株予約権付社債に付 された新株予約権の権利行使 の結果取得することとなる株 式の数量の範囲内で行う当該 株式と同一銘柄の株式の売付 け等以外の本買取案件に係る 空売りを目的として、借株を 行わない。</p> <p>⑫本社債の償還 イ. 償還価額 額面100円につき金100円 ただし、繰上償還の場合は別 途定める価額による。</p> <p>ロ. 償還方法 i. 満期償還 ii. 当社の選択による繰上償還 iii. 社債権者の選択による繰上 償還 iv. 当社による本新株予約権付 社債の取得</p> <p>ハ. 償還期限 平成20年6月2日</p> <p>⑬本新株予約権の内容 イ. 目的となる株式の種類 当社普通株式 ロ. 株式の数の算定方法 行使請求する本新株予約権 に係る本社債の払込金額の 総額を転換価額で除して得 られる最大整数とする。 ハ. 本新株予約権の行使可能期 間</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>平成18年6月5日から平成20年5月30日</p> <p>ニ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>会社計算規則第40条による資本金等増加限度額に0.7を乗じた額を資本金として計上し、その残額を資本準備金として計上する。</p> <p>ホ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額</p> <p>当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>ヘ. 当初転換価額</p> <p>平成18年5月18日に決定する。ただし、平成18年5月17日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「当社株式終値」という。）が175円以上の場合には、平成18年5月17日の当社株式終値とする。</p> <p>なお、平成18年5月17日の当社株式終値は182円であったため、当該金額を当初転換価額とすることに確定している。</p> <p>ト. 転換価額の修正</p> <p>本新株予約権付社債の発行日後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の毎日の当社株式終値の平均値の90%に相当する金額に修正される。ただし、下限転換価額</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>は当初転換価額×50%とし、上限転換価額は当初転換価額×150%とする。</p> <p>なお、当初転換価額の確定に伴い、上記の下限転換価額を91円、上限転換価額を273円とすることへそれぞれ改めている。</p> <p>また、当初転換価額の確定後最初の決定日（平成18年6月16日）に当初転換価額は146.7円に修正され、平成18年6月19日から適用されている。</p> <p>チ. 転換価額の調整</p> <p>本新株予約権付社債の発行日後、特定の条件に該当する事由により、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> <p>調整後転換価額</p> $\text{調整前} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(注) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の毎日の当社株式終値の平均値とする。</p> <p>なお、上記5. 無担保転換社債型新株予約権付社債の詳細については、平成18年5月12日提出の有価証券届出書および平成18年5月17日提出の有価証券届出書の訂正届出書に記載している。</p> <p>また、上記5. 無担保転換社債型新株予約権付社債の発行について(2)内容⑩割当予定先および⑪譲渡制限等に関しては、平成18</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		年 5月25日に当社と社債権者間で「東急建設株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買取契約」を締結し、同契約において上記割当予定先を正式に社債権者と定めると同時に、本新株予約権付社債に譲渡制限を付している。

(2) 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は、平成15年10月 1 日に、(旧) 東急建設(現 TCプロパティーズ株式会社)が実施した会社分割により建設事業に係わる一切の権利義務を包括承継しているが、会社分割前に施工した工事の発注者より、(旧) 東急建設を代表者とする共同企業体が施工した建物(施工建物の新築工事請負代金額約 8 億50百万円)の瑕疵を原因として、当初の請負代金額を大幅に超える補修費用等の支払を求める仲裁手続(中央建設工事紛争審査会)を受けている。

仲裁手続において、当社は、申立人である発注者より示された書証、資料等の限りでは、申立人の主張するような瑕疵は認められないとしてこれを争い、主張・反論を行っている。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金預金		7,591		4,953		15,218	
受取手形	※1	8,318		9,374		8,327	
完成工事未収入金		71,343		69,735		91,006	
不動産事業等 未収入金		28		86		113	
未成工事支出金等		18,251		20,586		13,524	
不動産事業支出金		216		772		265	
販売用不動産	※2	1,562		1,643		1,602	
その他		6,616		5,794		8,165	
貸倒引当金		△214		△362		△362	
流動資産合計		113,713	64.5	112,584	69.7	137,861	73.4
II 固定資産							
1 有形固定資産							
土地	※3	19,959		9,235		9,235	
その他	※4	3,053		3,042		3,032	
有形固定資産計		23,013		12,277		12,267	
2 無形固定資産	※5	550		537		550	
3 投資その他の資産							
投資有価証券	※6	16,829		18,592		19,075	
繰延税金資産		17,680		13,203		13,943	
その他	※7	5,049		4,763		4,603	
貸倒引当金	※7	△404		△425		△422	
投資その他の 資産計		39,154		36,134		37,200	
固定資産合計		62,718	35.5	48,949	30.3	50,018	26.6
資産合計		176,432	100	161,533	100	187,879	100

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I		流動負債					
	※8	36,374		41,663		44,887	
		37,534		39,701		56,041	
		92		50		80	
		29,194		771		9,468	
		223		219		338	
		21,412		23,721		19,417	
		1,755		1,996		2,079	
	※9	6,987		7,997		9,099	
		133,574	75.7	116,123	71.9	141,412	75.3
II		固定負債					
		—		16,000		—	
		10,161		8,707		9,540	
		307		253		253	
		10,469	5.9	24,961	15.4	9,794	5.2
		144,044	81.6	141,084	87.3	151,206	80.5
(資本の部)							
I		資本金					
		28,401	16.1	—	—	28,401	15.1
II		利益剰余金					
		37		—		55	
		3,201		—		6,298	
		3,238	1.8	—	—	6,353	3.4
III		その他有価証券評価 差額金					
		782	0.5	—	—	1,954	1.0
IV		自己株式					
		△34	△0.0	—	—	△36	△0.0
		32,387	18.4	—	—	36,673	19.5
		176,432	100	—	—	187,879	100

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		—		10,069		—	
2 資本剰余金							
資本準備金		—		1,200		—	
その他資本剰余金		—		21,131		—	
資本剰余金合計		—		22,331		—	
3 利益剰余金							
利益準備金		—		73		—	
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		—		7,488		—	
利益剰余金合計		—		7,561		—	
4 自己株式	※10	—		△21,169		—	
株主資本合計		—	—	18,792	11.7	—	—
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		—		1,657		—	
評価・換算差額 等合計		—	—	1,657	1.0	—	—
純資産合計		—	—	20,449	12.7	—	—
負債純資産合計		—	—	161,533	100	—	—

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高							
完成工事高		118,644		123,202		286,983	
不動産事業等売上高		2,689	121,334	628	123,831	3,341	290,325
II 売上原価							
完成工事原価		109,851		114,361		265,717	
不動産事業等売上 原価		1,818	111,670	427	114,789	2,199	267,917
売上総利益							
完成工事総利益		8,792		8,840		21,266	
不動産事業等 総利益		870	9,663	201	9,042	1,142	22,408
III 販売費及び一般管理費			6,645	5.5	6,546	5.3	14,131
営業利益			3,018	2.5	2,496	2.0	8,276
IV 営業外収益							
受取利息		4		18		53	
その他	※1	165	169	0.1	174	192	327
V 営業外費用							
支払利息		362		136		727	
株式交付費		—		33		—	
社債発行費		—		16		—	
その他	※2	117	479	0.4	220	407	310
経常利益			2,708	2.2	2,281	1.8	7,619
VI 特別利益							
前期損益修正益	※3	49		—		—	
固定資産売却益	※4	—		—		1,800	
土地売却精算差益		—	49	0.1	200	200	1,800
VII 特別損失							
固定資産売却損	※5	—		12		—	
固定資産除却損	※6	8		—		9	
投資有価証券評価損		5		—		—	
関係会社事業損失	※7	253		—		504	
保有会員権売却損		1		—		—	
貸倒引当金繰入額		—		—		208	
その他		—	268	0.2	12	6	729
税引前中間(当期) 純利益			2,489	2.1	2,469	2.0	8,690
法人税、住民税 及び事業税		133		125		244	
法人税等調整額		—	133	0.2	954	1,079	3,037
中間(当期)純利益			2,356	1.9	1,389	1.1	5,653
前期繰越利益			845		—	845	
中間配当額			—		—	181	
利益準備金積立額			—		—	18	
中間(当期)未処分 利益			3,201		—	6,298	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							評価・換算差額等 その他 有価証券 評価 差額金	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	28,401	—	—	55	6,298	△36	34,719	1,954	36,673
中間会計期間中の変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,800	1,200					4,000		4,000
資本金からその他資本 剰余金への振替	△21,132		21,132				—		—
剰余金の配当				18	△200		△181		△181
中間純利益					1,389		1,389		1,389
自己株式の取得						△2	△2		△2
優先株式取得のため の支出						△21,132	△21,132		△21,132
自己株式の処分			△0			1	0		0
株主資本以外の項目 の中間会計期間中 の変動額(純額)								△296	△296
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△18,332	1,200	21,131	18	1,189	△21,133	△15,926	△296	△16,223
平成18年9月30日残高 (百万円)	10,069	1,200	21,131	73	7,488	△21,169	18,792	1,657	20,449

(注) 1 「剰余金の配当」は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

2 「優先株式取得のための支出」は平成18年10月1日を取得及び消却日とする自己株式(A種優先株式 27,000千株、B種優先株式 12,500千株)取得のために、平成18年9月29日に支払った金額である。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 資産の評価基準 及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法</p> <p>たな卸資産</p> <p>①未成工事支出金 個別法による原価法</p> <p>②不動産事業支出金 個別法による原価法</p> <p>③販売用不動産 個別法による原価法</p> <p>④材料貯蔵品 総平均法による原価法</p>	<p>有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>①未成工事支出金 同左</p> <p>②不動産事業支出金 同左</p> <p>③販売用不動産 同左</p> <p>④材料貯蔵品 同左</p>	<p>有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>①未成工事支出金 同左</p> <p>②不動産事業支出金 同左</p> <p>③販売用不動産 同左</p> <p>④材料貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法(但し、建物(建物付属設備を除く)については定額法)を採用している。</p> <p>なお、主要な物件の耐用年数は以下のとおりである。</p> <p>建物 55年</p>	<p>有形固定資産 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 繰延資産の処理 方法	—————	株式交付費及び社債発行費 支出時に全額費用処理し ている。	—————
4 引当金の計上基 準	<p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸 倒損失に備えるため、一 般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権について は個別に回収可能性を検 討し、回収不能見込額を 計上している。</p> <p>なお、当社は平成15年10 月1日付の会社分割によ る建設事業部門の承継後 に営業を開始したため、 平成15年9月30日以前の 貸倒実績率は(旧)東急建 設株式会社(現 TCプロ パティーズ株式会社)の 実績率を適用している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事のかし担保等の 費用に充てるため、過年 度の実績率に基づく見込 額を計上している。</p> <p>なお、当社は平成15年10 月1日付の会社分割によ る建設事業部門の承継後 に営業を開始したため、 平成15年9月30日以前の 実績率は(旧)東急建設株 式会社(現 TCプロパ ティーズ株式会社)の実 績率を適用している。</p> <p>工事損失引当金 当中間会計期間末手持工 事のうち損失の発生が見 込まれるものについて、 将来の損失に備えるた め、その損失見込額を計 上することとしている。</p> <p>賞与引当金 従業員に対して支給する 賞与に充てるため、支給 見込額基準により計上し ている。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事のかし担保等の 費用に充てるため、過年 度の実績率を基礎に将来 の支出見込を勘案して計 上している。</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事のかし担保等の 費用に充てるため、過年 度の実績率を基礎に将来 の支出見込を勘案して計 上している。</p> <p>なお、当社は平成15年10 月1日付の会社分割によ る建設事業部門の承継後 に営業を開始したため、 平成15年9月30日以前の 実績率は(旧)東急建設株 式会社(現 TCプロパ ティーズ株式会社)の実 績率を適用している。</p> <p>工事損失引当金 当事業年度末手持工事の うち損失の発生が見込ま れるものについて、将来 の損失に備えるため、そ の損失見込額を計上す ることとしている。</p> <p>賞与引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。	退職給付引当金 同左	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。	同左	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
6 完成工事高の計上基準	完成工事高の計上基準は、工事進行基準を採用している。但し、工期が1年以内の工事については工事完成基準によっている。なお、当中間会計期間の工事進行基準による完成工事高は76,031百万円である。	完成工事高の計上基準は、工事進行基準を採用している。但し、工期が1年以内の工事については工事完成基準によっている。なお、当中間会計期間の工事進行基準による完成工事高は81,023百万円である。	完成工事高の計上基準は、工事進行基準を採用している。但し、工期が1年以内の工事については工事完成基準によっている。なお、当事業年度の工事進行基準による完成工事高は178,354百万円である。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金 ③ヘッジ方針 内規の「リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしている。	①ヘッジ会計の方法 同左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ヘッジ方針 同左	①ヘッジ会計の方法 同左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ヘッジ方針 同左

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。	④ヘッジ有効性評価の方法 同左	④ヘッジ有効性評価の方法 同左
9 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
_____	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、20,449百万円である。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。	_____
_____	(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用している。 なお、当中間会計期間における中間財務諸表は、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。	_____

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 883百万円</p> <p>2 担保資産 下記の資産は、短期借入金25,317百万円(長期借入金よりの振替分)の担保に供している。 ※2 販売用不動産 1,032百万円 ※3 土地 19,476 ※4 その他 2,673 ※5 無形固定資産 436 ※6 投資有価証券 8,299 計 31,918</p> <p>3 偶発債務(保証債務) (イ) 下記の会社等の借入金に対して保証を行っている。 全国漁港・漁村 振興漁業協同組 ※212百万円 合連合会 ㈱オハラ 145 計 357 (注) ※の保証金額は、他社分担保証額を除いた当社の保証債務額である。 (ロ) 下記の得意先が行うマンション購入者への手付金保証契約に対する保証を行っている。 ㈱モリモト 680百万円 他2社 64 計 745 合計 (イ)+(ロ) 1,102</p> <p>4 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高 総額 700百万円 貸出実行残高 — 差引額 700 なお、上記貸出コミットメントにおいては、当社が子会社各社に提供するキャッシュマネジメントシステムに伴うものであり、必ずしも全額が実行されるものではない。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 1,155百万円</p> <p>2 偶発債務(保証債務) (イ) 下記の会社等の借入金に対して保証を行っている。 全国漁港・漁村 振興漁業協同組 ※194百万円 合連合会 ㈱オハラ 118 計 312 (注) ※の保証金額は、他社分担保証額を除いた当社の保証債務額である。 (ロ) 下記の得意先が行うマンション購入者への手付金保証契約に対する保証を行っている。 作州商事㈱ 169百万円 ㈱モリモト 149 計 318 合計 (イ)+(ロ) 631</p> <p>3 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高 総額 700百万円 貸出実行残高 30 差引額 670 なお、上記貸出コミットメントにおいては、当社が子会社各社に提供するキャッシュマネジメントシステムに伴うものであり、必ずしも全額が実行されるものではない。</p> <p>4 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれている。 ※1 受取手形 1,027百万円 ※8 支払手形 67百万円</p> <p>5 ※7 その他(破産債権、更生債権等)と貸倒引当金の直接減額表示 債権全額に貸倒引当金を設定している「破産債権、更生債権等」については、当該貸倒引当金(当中間会計期間末625百万円)を債権から直接減額することとしている。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 1,040百万円</p> <p>2 担保資産 下記の資産は、短期借入金9,468百万円(長期借入金よりの振替分)の担保に供している。 ※2 販売用不動産 1,032百万円 ※3 土地 8,612 ※4 その他 2,561 ※5 無形固定資産 436 ※6 投資有価証券 10,181 計 22,824</p> <p>3 偶発債務(保証債務) (イ) 下記の会社等の借入金に対して保証を行っている。 全国漁港・漁村 振興漁業協同組 ※194百万円 合連合会 ㈱オハラ 131 計 326 (注) ※の保証金額は、他社分担保証額を除いた当社の保証債務額である。 (ロ) 下記の得意先が行うマンション購入者への手付金保証契約に対する保証を行っている。 作州商事㈱ 124百万円 他2社 24 計 148 合計 (イ)+(ロ) 474</p> <p>4 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高 総額 700百万円 貸出実行残高 — 差引額 700 なお、上記貸出コミットメントにおいては、当社が子会社各社に提供するキャッシュマネジメントシステムに伴うものであり、必ずしも全額が実行されるものではない。</p> <p>5 ※7 その他(破産債権、更生債権等)と貸倒引当金の直接減額表示 債権全額に貸倒引当金を設定している「破産債権、更生債権等」については、当該貸倒引当金(当事業年度末1,112百万円)を債権から直接減額することとしている。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
6 ※9 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示している。 _____	6 ※9 同左 7 ※10 自己株式には、平成18年10月1日を取得及び消却日とする自己株式(A種優先株式27,000千株、B種優先株式12,500千株)取得のために、平成18年9月29日に支払った21,132百万円が含まれている。	_____ _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 ※1 その他のうち主なものは次のとおりである。 受取配当金 84百万円 為替差益 37 消費税還付加算金 21	1 ※1 その他のうち主なものは次のとおりである。 受取配当金 79百万円 税金関係雑収 50	1 ※1 その他のうち主なものは次のとおりである。 受取配当金 127百万円 為替差益 107
2 ※2 その他のうち主なものは次のとおりである。 訴訟費用等 62百万円	2 ※2 その他のうち主なものは次のとおりである。 訴訟費用等 83百万円	_____
3 ※3 前期損益修正益の内訳は次のとおりである。 営業債権貸倒引当金洗替戻入額 46百万円 営業外債権貸倒引当金洗替戻入額 2 計 49	_____	_____
_____	3 ※5 固定資産売却損の内訳は次のとおりである。 無形固定資産 12百万円	2 ※4 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。 土地 1,800百万円
4 ※6 固定資産除却損の内訳は次のとおりである。 その他(有形固定資産) 8百万円 建物・構築物 8 工具器具・備品 0	_____	3 ※6 固定資産除却損の内訳は次のとおりである。 その他(有形固定資産) 9百万円 建物・構築物 8 工具器具・備品 0
_____	_____	4 ※7 関係会社事業損失の内訳は次のとおりである。 貸倒引当金繰入額 315百万円 関係会社株式評価損 188 計 504
5 減価償却実施額 有形固定資産 156百万円	4 減価償却実施額 有形固定資産 123百万円	5 減価償却実施額 有形固定資産 322百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	61,682	12,795	66,997	7,480

(注) 平成18年8月4日付で普通株式について、10株を1株とする株式併合を行っている。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買取りによる増加 (株式併合前) 12,479株

単元未満株式の買取りによる増加 (株式併合後) 316株

減少数の内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買増し請求による減少 (株式併合前) 2,512株

株式併合による減少 64,485株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (有形固定資産)</td> <td>1,311</td> <td>355</td> <td>955</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>689</td> <td>223</td> <td>465</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,000</td> <td>579</td> <td>1,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>520百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,420</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>322百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>322</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>108百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>147</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他 (有形固定資産)	1,311	355	955	無形固定資産	689	223	465	合計	2,000	579	1,420	1年内	520百万円	1年超	900	合計	1,420	支払リース料	322百万円	減価償却費相当額	322	1年内	108百万円	1年超	39	合計	147	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (有形固定資産)</td> <td>1,490</td> <td>607</td> <td>882</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>686</td> <td>374</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,176</td> <td>981</td> <td>1,194</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>546百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,194</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>285百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>285</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他 (有形固定資産)	1,490	607	882	無形固定資産	686	374	311	合計	2,176	981	1,194	1年内	546百万円	1年超	648	合計	1,194	支払リース料	285百万円	減価償却費相当額	285	1年内	19百万円	1年超	2	合計	22	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (有形固定資産)</td> <td>1,351</td> <td>427</td> <td>924</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>680</td> <td>296</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,032</td> <td>724</td> <td>1,307</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>526百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>781</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,307</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>616百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>616</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>75</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	その他 (有形固定資産)	1,351	427	924	無形固定資産	680	296	383	合計	2,032	724	1,307	1年内	526百万円	1年超	781	合計	1,307	支払リース料	616百万円	減価償却費相当額	616	1年内	68百万円	1年超	6	合計	75
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
その他 (有形固定資産)	1,311	355	955																																																																																															
無形固定資産	689	223	465																																																																																															
合計	2,000	579	1,420																																																																																															
1年内	520百万円																																																																																																	
1年超	900																																																																																																	
合計	1,420																																																																																																	
支払リース料	322百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	322																																																																																																	
1年内	108百万円																																																																																																	
1年超	39																																																																																																	
合計	147																																																																																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
その他 (有形固定資産)	1,490	607	882																																																																																															
無形固定資産	686	374	311																																																																																															
合計	2,176	981	1,194																																																																																															
1年内	546百万円																																																																																																	
1年超	648																																																																																																	
合計	1,194																																																																																																	
支払リース料	285百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	285																																																																																																	
1年内	19百万円																																																																																																	
1年超	2																																																																																																	
合計	22																																																																																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
その他 (有形固定資産)	1,351	427	924																																																																																															
無形固定資産	680	296	383																																																																																															
合計	2,032	724	1,307																																																																																															
1年内	526百万円																																																																																																	
1年超	781																																																																																																	
合計	1,307																																																																																																	
支払リース料	616百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	616																																																																																																	
1年内	68百万円																																																																																																	
1年超	6																																																																																																	
合計	75																																																																																																	

(有価証券関係)

1 前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	2,294	4,359	2,065

(注) 子会社株式は時価のあるものがないため、記載していない。

2 当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	2,294	3,292	998

(注) 子会社株式は時価のあるものがないため、記載していない。

3 前事業年度末(平成18年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	2,294	4,478	2,184

(注) 子会社株式は時価のあるものがないため、記載していない。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 重要な後発事象」に記載している。

(2) 【その他】

(中間配当)

中間配当に関する取締役会の決議は、次のとおりである。

(1) 決議年月日 平成18年11月14日

(2) 中間配当金総額

普通株式	675,734,822円
A種優先株式	124,200,000円
B種優先株式	81,000,000円
合計	880,934,822円

(3) 1株当たりの金額

普通株式	7.00円
A種優先株式	4.60円
B種優先株式	6.48円

(4) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成18年12月11日

(注) 平成18年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に取締役会の決議により中間配当金の支払いを行う。

(重要な訴訟事件等)

「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (2) その他 重要な訴訟事件等」に記載している。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間において、関東財務局長に提出した証券取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、次のとおりである。

- | | | |
|---|---|--------------|
| 1 | 有価証券届出書及びその添付書類
転換社債型新株予約権付社債の募集 | 平成18年5月12日提出 |
| 2 | 有価証券届出書及びその添付書類の訂正届出書
平成18年5月12日提出の有価証券届出書及びその添付書類に係る訂正届出書である。 | 平成18年5月15日提出 |
| 3 | 有価証券届出書及びその添付書類の訂正届出書
平成18年5月12日提出の有価証券届出書及びその添付書類に係る訂正届出書である。 | 平成18年5月17日提出 |
| 4 | 有価証券報告書 事業年度 自 平成17年4月1日
及びその添付書類 (第3期) 至 平成18年3月31日 | 平成18年6月28日提出 |
| 5 | 有価証券報告書の訂正報告書
平成18年6月28日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書である。 | 平成18年7月3日提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

東急建設株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 富 山 兼 忠 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 松 尾 浩 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東急建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東急建設株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月12日

東急建設株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 唐 澤 洋 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 松 尾 浩 明 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 中 川 昌 美 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東急建設株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東急建設株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月1日付けで優先株式の取得及び消却を実施した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、平成18年11月7日及び平成18年11月16日に新株の発行が行われた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

東急建設株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 富 山 兼 忠 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 尾 浩 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東急建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東急建設株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月12日

東急建設株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 唐 澤 洋 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 松 尾 浩 明 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 中 川 昌 美 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東急建設株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東急建設株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月1日付けで優先株式の取得及び消却を実施した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、平成18年11月7日及び平成18年11月16日に新株の発行が行われた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。